

横浜トリエンナーレサポーター 規約

制 定 2011年12月26日

最近改正 2023年 9月25日

第1条（趣旨）

この規約は「横浜トリエンナーレサポーター」（以下「サポーター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2条（目的）

現代アートの国際展「横浜トリエンナーレ」は、創造都市横浜のリーディングプロジェクトに位置付けられており、まちにひろがるトリエンナーレとして、横浜ならではのまちの力と一体的に推進することを目標の一つとしている。

横浜トリエンナーレを支えるサポーターは、横浜トリエンナーレ公式メールニュースへの登録や作品の制作支援、展覧会運営支援など、様々な形で3年に1度の現代アートの国際展を応援し、一緒に盛り上げると共に、横浜への親しみを深め、まちづくりに寄与することを目的に活動する。

第3条（サポーターの定義）

前条の目的を達成するため、サポーターは次の2種類を置く。

（1）横浜トリエンナーレニュース会員（以下「ニュース会員」という。）

横浜トリエンナーレ公式メールニュース（以下「メールニュース」という。）登録者

（2）ボランティア会員

横浜トリエンナーレの展覧会ごとに募集する、展覧会の準備、運営等のボランティアをする会員

第4条（ボランティア会員活動内容等）

ボランティア会員は第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

（1）活動をするために必要な横浜トリエンナーレ、現代アート、横浜に関する情報等を提供する研修等への参加

（2）来場者の方々へ見どころや会場周辺情報等を紹介する展覧会会場等での来場者サービス活動

（3）展覧会作品制作支援

（4）その他、広報、関連イベント等の支援

2 前項に基づく具体の活動内容は別途各展覧会で提示するボランティア活動の募集要項に定める。

3 前項の活動を支援するため、横浜トリエンナーレ組織委員会（以下「組織委員会」という。）内に横浜トリエンナーレサポーター事務局（以下「事務局」とする）を置く。

4 横浜トリエンナーレ公式ウェブサイト（以下「公式ウェブサイト」という。）、SNS等に掲載するため、ボランティア活動時には事務局又は組織委員会が随時活動を写真・動画等で記録を行うことがあり、サポーターはこれに同意するものとする。

第5条（ボランティア会員の参加・登録条件）

ボランティア会員に登録する者は、以下の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 16歳以上であること。ただし、18歳未満の場合は、保護者の同意を必要とする。
- (2) 横浜トリエンナーレの基本的な考え方（別添参照）に理解があり、事業の成功に賛同できること。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 法令を遵守する者であること。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とする者でないこと。
- (6) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする者でないこと。
- (7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを目的とする者でないこと。
- (8) 暴力団もしくはその構成員の統制の下にある団体に属する者でないこと。
- (9) 本規約を遵守する者であること。
- (10) その他、別途募集要項で示す参加要件を満たす者であること。

第6条（登録手続）

ニュース会員は、公式ウェブサイト等で指定するニュース会員登録フォームへの登録をもって、登録とする。

- 2 ボランティア会員は、公式ウェブサイト等で指定する応募フォームから、必要事項を記載し、登録申請を行うものとする。
- 3 次に該当する場合、事務局は登録を拒否する場合がある。
 - (1) 申込内容に虚偽の記載があった場合
 - (2) 事務局から連絡が取れない場合
 - (3) その他、登録の拒否が相当であると事務局が判断した場合

第7条（登録期間）

ニュース会員は、サポーター本人からニュース会員登録解除の手続がない限り、原則として登録は継続するものとする。

- 2 ボランティア会員は、原則として、ボランティアの応募時点から、応募した展覧会の会期終了から3か月までを登録期間とする。

第8条（登録内容の変更）

ニュース会員は、ニュース会員登録時の情報に変更が生じた場合、メールニュースの運用に則り、都度公式ウェブサイト等で指定するフォームから変更手続を行うものとする。

- 2 ボランティア会員は、登録時の情報に変更が生じた場合、都度事務局へ届け出を行うものとする。

第9条（登録解除手続）

ニュース会員の登録解除を希望する場合は、公式ウェブサイト等で指定するフォームから解除の手続を行うものとする。

- 2 ボランティア会員の登録解除を希望する場合は、事務局へ申し出を行うものとする。

第10条（登録の抹消）

事務局は、ニュース会員が第6条第1項に基づき登録したアドレスが宛先不明になった場合には、予告なしに登録を抹消することができるものとする。ただし、本項に基づき登録を抹消された場合、第6条第1項の手続により、再度登録を行うことができるものとする。

2 事務局は、ボランティア会員に次の事実があると判断した場合には、予告なしに登録を抹消することができるものとする。

- (1) 申込内容に虚偽の記載があった場合
- (2) ボランティア活動の運営を故意に妨害する等、不適當な行為を行った場合
- (3) 本規約に違反した場合
- (4) 第6条第2項に基づき登録されたアドレスが宛先不明になった場合。ただし、本条に基づき登録を抹消された場合、第6条第2項の手続により、再度登録を行うことができるものとする。
- (5) 第7条に基づく登録期間を終了した場合
- (6) その他、事務局が不適當であると判断した場合

第11条（規約の変更）

事務局は、本規約を随時変更できるものとし、変更した場合、事務局から公式ウェブサイト等で告知するものとする。

なお、公式ウェブサイトに掲載した時点より変更した規約の効力が生じるものとする。

第12条（個人情報）

事務局で保有しているサポーターの個人情報は、ボランティア活動及び横浜トリエンナーレ関連情報の提供等にのみ利用し、それ以外の目的では利用しないものとする。また、事務局はサポーターに対し、サポーター自身が自主的に公開している個人情報については、その責任を負わない。

2 ボランティア会員が活動中に取得する個人情報は必要最小限に留めることとし、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等の趣旨を理解し、個人情報を適切に取り扱うこととする。なお、個人情報の取扱いについては、活動の終了後も同様とする。

第13条（その他）

サポーター活動参加にかかる交通費、食費等の支給は行わないものとする。ただし事務局はボランティア活動時に横浜市市民活動保険を利用する。